



始



特253  
690

書叢活生代現

輯第

# 題問洲滿

著實田米士博學法



部版出會育教國帝



## はしがき

日本にとりて大切なものは支那問題であるが、その中でも満洲問題は、殊に重大である。

本文は先づ前半に於て満洲に於ける現状につき要點を紹介した上、後半に於て現在已に日支交渉の問題であり、將來同じく問題たらんとするものを紹介して、江湖の参考に資せんと志したものである。

それが紙數に比例して如何なる程度まで成功したか、若くはしなかつたかは、讀者の判断にお任せする。

著  
者  
しるす

昭和四年五月

## 目次 大要

### 上篇 滿洲の現勢

- △満洲とは如何なるところか.....一
- △満洲と日本との史的關係.....四
- △現在に於ける日本人の地位.....九
- △日本の立場.....八
- △支那人の大發展.....一元
- △支那の立場.....一六
- △ロシア及び列強.....二元

### 下篇 滿洲の日支交渉問題

- △二百件と言はるゝ諸問題.....三
  - △商租權の由來.....三
  - △實現難の現狀.....三
  - △吉會鐵道交涉.....三
  - △並行線禁止の性質.....五
  - △朝鮮人保護.....五
  - △守備兵撤退期如何.....六
  - △日支協約と旅順大連還附問題.....六
  - △終り.....六
- 以上—

## 著者的小傳

著者米田實先生は、明治十一年十二月、福岡縣久留米に生る。年甫めて十六にして笈を東都に負ひ、孜々として學業にいそしみ、十九歳の折、斷然志を立ててはるゝ米國にわたり、ローウエル高等學校を経て、オレゴン州立大學、カリフォルニア州立大學院、アイオワ州立大學院等を、孰れも優等の成績を以て卒へ、やがてバチエラー・オブ・ロース及びマスター・オブ・アーツ等の學位を受く。歸朝後、大正十一年、東京帝國大學より法學博士の學位をおくる。米國に在ること十年。そして歐洲にも四年の星霜をおくり、その間、矻々として國際法や外交史などを專攻し、啓發自得するところ頗る多かつたとのことである。

今は、東京及び大阪朝日新聞の顧問として控へ、一方、東京商科大學等に外交史講座を擔當し、名聲頗る高い。その著すところ一にして足らねど、最も洛陽の紙價を高からしめたのは「最近世界の外交」「現代外交講和」「世界の大勢」等々である。先生は體軀あまり高からずといへど、聰明精悍の氣おのづと眉宇に溢れ、青年學生喝仰的となつて居る。

## 滿洲問題

法學博士 米田 實著

### 上編 滿洲の現勢

#### △ 滿洲とは如何なるところか

朝鮮から例の鴨綠江を横ぎつて満洲の地に入ると、誰も其變化の甚しきに打たれぬはなからう。朝鮮では岩多く地瘠せてゐるが、満洲は肥沃な土地が連つてゐる、それが更に北満洲になると、茫茫千里の廣野に魅せられねばならぬ。予は曾つて歌つた「涯し無き北満の野に我れ立ちて寸地に聞ぐ島たみを笑ふ」と、

此の満洲（若くは東三省）は如何なる地かと言ふと、北は黒龍江を界としてロシアに對し

東は烏蘇里、個們、鴨綠の三大江と長白山脈とに依りて露領沿海州及び我朝鮮と分たれ、南は黃海及び渤海に接し、又た支那本部とも萬里長城を隔て、相接し、西は蒙古の平原に隣りしてゐる。面積六萬四千二百五十三方里、人口約二千三百五十萬の地域である、此の下の三省に分たれてゐる。

面 積 人 口

奉天省	一五、一五一方哩	一三、四七二〇〇〇人
吉林省	一三、六〇五	六、四二九〇〇〇
黑龍江省	三五、四九七	三、五五八〇〇〇

右は南滿鐵道會社の調査だが、支那政府になると、未だ充分な國勢調査を行つて居らぬ。又た滿洲と東部蒙古の境界なるものが判明して居らぬから、以上の數字も大體の見當を示す丈けで、決して正確信據する可きものと安心してはならぬ。だが滿洲發展論者が能く言ふやうに、面積は我日本々土二倍半であるのに、人口は我が五分二にも當らぬと言ふ大勢丈けは間違ひ無いのである。因に世間では滿洲の外に面積一萬百六十八方里、人口四百三十六萬と言

はるゝ東部内蒙古をも加へて能く滿蒙と言ふのである。之は此内蒙古が地理的に又經濟的に満洲に近く、蒙古の他の部分とは全く隔絶状態に在るので、曾つて日本とロシアとの勢力圏協議のとき、ロシア側が内蒙古を日本活動區域として認めた歴史などから來たものと知る可きである。

ところで其人口は如何なる内容であるか、滿洲と言ふから滿人の居住區域だと思はれ易いが、從前はさうであつたが、今日は變して漢人の住居地となり終つた。住民中約一千萬は漢人であり、その一割即ち二百萬位ゐが滿人たるに過ぎぬ。然かも彼等の姿は吉林あたりに見らるゝが、他地方では已に驚く可き漢人の同化力に吸收されて日に月に其跡を滅しつゝある有様だ。此點は滿洲が大に外蒙古、西藏と異なるところである。外蒙古では其人口の大部即ち五十萬ばかりが蒙古人であり、漢人は二十萬位ゐに過ぎぬ。ロシアは之をして蒙古人の民族主義を呼號し、外蒙共和國を造らしめてゐる。又、西藏になると、其人口三百萬は大體西藏人であり、漢人は頗る少數であるに過ぎぬので、イギリスは之を利用して「支那は西藏に宗主權（スジエレニティ）を持つも主權（ソヴァアレニティ）を持たぬ」と稱し、支那の西藏

内政干渉を阻止してゐる。だが今日の満洲になると、『満人の満洲』と言ふやうな民族主義的な美名は出來無くなつてゐることを、忘れてはならぬ。

次ぎに我日本人はと言ふと、明治三十七八年日露戰役後已に二十三星霜を経過してゐるが其數一向増加せず、約二十萬と稱せらるゝが、寧ろその以下であらう。關東洲及び南滿洲鐵道附屬地在留日本人數は十九萬であるが、それ以外にハルビンの三千四百、吉林の八百其他を加へると一萬に達するか疑問である。次ぎに在満朝鮮人數になると正確には言ひ難いが約八十萬見當と言はれてゐる。即ち日本臣民一百萬と見て大過無からう。

要するに二百年前満人の天地であり、之から満洲朝廷を支那本部を送り出して清の漢民族統治を造り出した満洲は、今や却つて自ら漢人に征服寧ろ占領せられてゐるのである。

### △満洲と日本との史的關係

然らば此満洲と日本との關係はどうして起り、どう言ふ風に發展したのであるか、之も一寸説いて置く必要がある。

先づ満洲は三千年以前から約千年餘りの間、肅慎の名で支那本部にも知られてゐたが、我日本の歴史にも矢張り此名で知られ、肅慎人が佐渡、北海道に現はれた跡がある。その後は所謂高勾麗の時代で之は満洲から朝鮮の方に亘つて大國を造つたものである。此のとき日本も之と關係を持つに至つた。次で之に代つて渤海國が千二百餘年前に出現したが、之が以後日本と満洲の交通が始まられ、後は毛皮類を、我は綿絲類を以て有無相通じたのである。渤海滅亡後双方の關係は遠ざかつた。元、明時代は例の和寇時代として知られその活動は満洲沿岸にも及んでゐる。だが以上述べたのは古き歴史だ。昔時我國と満洲とは丸で無關係であつたやうに見る人があるので、一言した丈けである。

だが日本と満洲との眞の關係と言へば、矢張り日清戰役以後と見る可きであらう。明治二十七年支那の朝鮮屬國扱ひととに満足せぬ日本の態度及び朝鮮改革問題などから七月三十一日兩國の交戦となると、十月末日本軍は朝鮮から満洲に入り、十一月他の日本軍は大連灣より清軍を撃退し次で旅順も占領した。やがて牛莊も陥落し、爾後連戰連勝遂に明治二十八年四月十七日馬關日清媾和條約で遼東半島を支那から獲得したのであつた。尤も之は四月二十

三日ロシア、フランス、ドイツの干渉が起り、遂に還附せねばならなくなつたが、之に依つて満洲は日本國民の脳裏に深く印象せられたのである。殊に翌明治二十九年ロシア干涉の代價として東清鐵道（満洲里から浦鹽方面に向け支那領を横ぎる九百二十哩の本線）布設権を得、更に明治三十一年四月二十七日の條約で、進んで旅順大連の租借権を得、又たハルビンより大連に至る東清鐵道支線布設権を占むると、それは日本國民の激昂を買ひ、將來日露戦争勃發の一原因を造り出すに至つたこと、世の知る如くである。

だが日本國民の憤慨はどうであつても、日本政府當局は最初満洲に於けるロシアの地盤獲得につきては陰忍否な寧ろ譲歩的な態度を執つた。それは之により寧ろ「ロシアをして朝鮮に於て日本に譲歩せしむる機會の生ぜん」ことを翫望したとも言ふ可きであつた。外國の歴史家をして「ロシアが朝鮮で日本に譲歩的態度を執つたならば、又、滿洲でも餘り甚しい膨脹策をさへ執ら無かつたならば、日本は結局ロシアの旅順占領を黙過したであらう」と説かしめてゐる程である。ところがロシアはペゾブラゾフ等冒險家の暗中飛躍で朝鮮に於ても讓歩せざるのみか、満洲に於ても明治三十三年北清事件に於ける滿洲出兵以後之を保護領化す

る策を進めた。其一端を示すものは先づ奉天將軍增旗及アレキシエフ間の協約であり、それはロシア軍隊撤退以後ロシア代表者に満洲行政支配の權をも與ふるものであつた。（尤も此協約の内容につきては其後幾分の疑問の挿まれるに至つたが）が愈々日露間の問題緊張し來り明治三十六年七月以後の交渉で、日本は「韓國に於ける日本の優越なる利益」をロシアに承認せしめる代りに日本も「滿洲に於ける鐵道經營につき露國の特殊なる利益」を承認せんと提議し、唯た清國の満洲領土權尊重と商工業機會均等支けをロシアに認めしめんとする、ロシアは交渉の進むに従ひ、満洲につきての誓約を拒むの態度に出たのであつた。かくて明治三十七年二月五日國交斷絶、八日我艦隊の旅順襲撃、十日我が宣戰布告を見、戦争一年八ヶ月遂に明治三十八年九月ボーツマス媾和條約は下の如き規定に依つて日本の南滿に於ける地歩を確立したのである。

第五條、ロシア帝國政府は清國政府の承諾を以て旅順口、大連並びに其附近の領土及領水の租借権及び該租借権に關聯し又はその一部を組成する一切の權利、特權及讓與を日本帝國に移轉譲渡す、ロシア帝國政府は又前記租借権が其效力を及ぼす地域に於ける一切の公

共營造物及び財産を日本帝國政府に移轉讓渡す。

兩締約國は前記規定に係る清國政府の承諾を得可きことを互ひに約す。日本帝國政府に於て前記地域に於けるロシア國臣民の財産權が完全に尊重せらる可きことを約す。

第六條、ロシア帝國政府は長春（寛城子）旅順口間の鐵道及び其一切の權利特權及財產及同地方に於て該鐵道に屬し又は其利益の爲めに經營せらるゝ一切の炭坑を補償を受くると無く、且つ清國政府の承諾を以て日本帝國政府に移轉讓渡す可きことを約す。兩締約國は前記規定に係る清國政府の承諾を得可きことを互ひに約す。

かくて日本は、旅順大連租借権と南滿洲線をロシアから譲り受くるとなつたが、之には支那の同意が必要なので、時の外務大臣小村壽太郎はボーツマス會議より歸來し、間もなく北京に赴き、十二月七日から同二十二日に至る日清交渉で、十二月二十二日日清滿洲善後協約及附屬條約を締結した。之で支那は「ロシアが日本に對してなしたる一切の讓渡を承認し、日本は「清露兩國間に締結せられたる租借地並に鐵道布設に關する現條約に關し、勉めて遵行す可きと」を承諾した外、鐵道守備兵撤退期やら（之は附屬條約）並行線を造らぬこ

と（之は秘密協定）などにつき約定した。日本が現在滿洲に於て占むる地歩は、之で得られたと言へるのである。

### △現在に於ける日本人の地位

歴史は上記のやうである。そこで、茲に問題となつて來るのは、現に我邦及邦人は如何に滿洲に於て發展して居るかと言ふことである。先づ之を反映するものは我が滿蒙投資額である。昭和元年末の取調に依ると、我が投資額は十四億〇二百三萬一千圓であつて、その内訳は下の如しと言はれてゐる。

運輸業〇七億八千一百九十八萬四千圓、農礦林〇一億一千七百五十六萬八千圓、電氣ガス〇三千七百二十八萬二千圓、工業〇一億〇五百六十二萬圓、金融信托〇九千七百五十三萬四千圓、商業〇一億一千七百七十五萬二千圓、銀行業〇一億〇六百七十萬四千圓、其他〇三千七百四十八萬七千圓。

即ち我貧弱なる國富に比すると、我國民の滿蒙發展に貢献して居るのも亦た大なるものあ

りと言ふことが出来る。我が支那本土に於ける事業投資の如き約六億圓に過ぎぬのでは無いか、北米合衆國は隣國メキシコを自己の勢力圏視し石油事業に關する立法にも、往々政權の所在にさへも巧妙に干渉してゐるが、其メキシコ投資額に二十五億三千萬圓で米國の對外投資五百億圓に比するとその五分にしか當らぬ。<sup>まるで</sup>満蒙のそれが我對外投資力の半ば以上を吸收して居るとは比較にならぬのである。

而して此内、主要なるものは南滿洲鐵道會社である。同會社は資本金四億四千萬圓の半官半民（政府半額出資）の株式會社で、日露戰爭終了から九箇月後に勅令で同會社設立規定が發布せられ、明治三十九年十二月設立の登記を見たものである。後藤新平氏初代總裁として大規模の計畫を建て、以來、活動各方面に及び、其事業は鐵道投資二億二千五百萬圓を筆頭として鐵山投資一億二千九百萬圓、港灣四千九百七十萬圓、製練所四千五百九十萬圓、工場一千百九十八萬圓、船舶四百三十萬圓、旅館二百七十六萬圓、地方施設七千五百三十萬圓、新施設四千九百萬圓等合計五億九千萬圓を超ゆと言はれてゐる。又其資產は八億八千萬圓と計上されてゐる。

鐵道經營は大連から北に向ひ、長春に達する四百三十九哩の幹線、及び五支線九十五哩、鴨綠江の安東から奉天に達する所謂安奉線百六十二哩などであり、營業哩六百九十五哩に達してゐる。之が乗客は大體一年八百萬人だが、之による收入は鐵道收入の二割であり、残り八割は一年約一千四百萬噸見當である貨物收入であることを記憶す可きであらう。猶且下滿洲の開發の結果、一箇年約百二十萬噸見當の貨物増加を見て居る有様である。（貨物の主なるものは大豆、豆粕、雜穀類並びに撫順石炭で即ち輸出向が多い。尤も砂糖、綿絲、絹布、石油、機械金物等の輸入も漸次増加の狀を示してゐる）。

だが此外滿鐵は撫順（奉天の東二十哩に位する千八百萬坪の鐵區であり炭層の厚さ平坪百三十呎で九億噸の炭量を藏すると言はれ、一年五百萬噸を出してゐる）煙臺（煙臺停車場に近く炭量二千萬噸で一年十萬噸を出してゐる）の石炭、鞍山の鐵を採り、大連港灣を經營し、香港上海大連の航路及渤海沿岸航路等を營む大連汽船會社に出資し、約八千萬坪に上る滿鐵附屬地施設をなしてゐる。又電氣瓦斯、ホテル業をやつて居り、更に支那側の鐵道（吉長、四洮、洮昂、吉敦等）の敷設工事に當り、之に六千萬圓ばかりの投資をもしてゐるので

ある。若しそれ満鐵が文化設備に巨額の費用を投じ、關東廳の分と相俟つて一年一千七百萬圓を費ひやしてゐることは、今更に指摘するまでもあるまいと思ふ。

而して此満鐵の活動が滿洲に於ける日本活動の主要なものであることは、今日在滿洲日本人の約半數が満鐵社員及び其家族若くは關係者であり、更に間接に満鐵のお蔭を蒙つて生活するものまで數ふると、殆ど全日本人の三分二に達すと言ふも過言では無いのである。

しかし勿論、満鐵のみが滿洲に動いて居ると言ふのでは無い。それ以外に動いて居るものに朝鮮銀行、東洋拓植會社、大倉組などが注目を惹く。最初滿洲には爲替機關として正金銀行があつたが、之丈けが金融がうまく行かぬので、二十二年前寺内内閣時代に朝鮮銀行と東洋拓植會社が滿洲に入り、東洋拓植は不動産貸を標榜して動くと、朝鮮銀行も同じ活動を敢てし、それは少くとも一時邦人の事業半興に資したものであつた。唯だ不成績を傳ふるもの多きを遺憾とせねばならぬ。大倉組になると滿洲内の鑛山事業に、蒙古の農業に、相應の活動振を示したこと、世の知る所である。猶ほすべてを紹介するを得ぬが、農業（林業、牧畜、を含む）に於て日本人會社が關東州の分十六社、資本三百五十五萬圓、満鐵附屬地の分七社

、資本金一千三百二十二萬圓、附屬地以外の分一社、資本金一千萬圓を數へて居ること東拓の農業牧畜に關する貸出で土地開墾及び改良七十九、農事經營五百五十二、水產畜產資金三十五で、その金額五百萬圓を超えて居ることなど、我邦人の農業等に於ける活動の一端を示すに足らう。鑛業に於ても鐵、石炭、金、銅、マクネサイト、粘土、螢石、滑石、長石等各方面に亘り邦人の獨立若くは日支合辦事業が見られる。若しそれ雜貨商、旅館其他あらゆる商業に邦人の活動を見ることとは言ふまでも無い、唯だそれは満鐵のそれに比して極めて微細である丈けである。

邦人の實業的發展は上述のやうだとして、試みに我人口の分布を示すと下の如くである。

旅  
連  
順

小  
河  
沙

大  
連  
子  
岡  
河  
口

關 東 州

男  
五、七五六

女  
五、三二五

二八、七三一

二七、二八八

四、九四六

四、六四九

一〇、三一六

九、三四九

遼牛	合計	長公	四開鐵撫本安
計		主平	溪
陽莊	九〇、一七〇	春嶺街原嶺順湖東	
附屬地以外の分(領事館)			
六三	二六三	四六、七九五	五、〇二三
七二	二三一	四三、三七五	四、五〇六

奉鞍遼營大瓦	合計	貔普金大連水
石房	計	子蘭
天山陽口橋店	九九、九四六	窩店州上
南滿洲鐵道附屬地		
一、六八九	五、六九七	一七
一、六四七	五、五八	二〇
二、二三〇	五、五一	四八六
二、六八〇	五、五九	四四二
三、〇一五	四八、二四九	
一〇、五七八	六九〇	
一、三〇三	四八、二四九	
五、五三九	四八、二四九	
七、四八五	四八、二四九	
一、四〇〇	四八、二四九	
一、三一二	四八、二四九	
一、七五七	四八、二四九	
一、〇六九	四八、二四九	
九、四六五	四八、二四九	

奉安天	一、七三七	一、六〇一
東嶺	一一四	九五
春	三四七	四二七
計	二〇四	一九七
男女合計、五、三五一	二、七二八	二、六二三
以上總計、	一〇一、一二一〇	九四、二四七
一九五、四六七		

以上は南滿洲の分を挙げたのであるが、北方に進むと、ハルビンの邦人（男二・〇三一、女一、七二一、合計三千七百五十二）が見る可きものであり、其他はチ、ハルの三百、吉林の約一千位のが注目を惹くのである。若しそれ朝鮮人々になると、正確でない點があるので茲には挙げぬ。

既述の分は滿洲に於ける我經濟的發展を述べたのであるが、政治的方面としては、租借地

「關東州」がある。之は前項に記した明治三十八年九月ボーツマス條約及十二月日清條約で日本の手に落ちたものである。但し之は露清條約で明治三十一年（一八九八年）から二十五年の期限とされて居たので、日本は大正四年一月から五月に亘る交渉で支那に新讓歩をなさしめ右租借期限を九十九箇年に延長し、一九九七年（即ち昭和四年から見て六十八年後）迄としたのである。關東州は面積二百十八方哩であり、關東廳長官（兼任）之を統へ、内務局警務局、財務局、海務局、遞信局等がある。經費は一箇年一千七百萬圓臺であるが、自立は出來ず年々數百萬圓の國庫補助を受けてゐる。此地域は支那の領土に違ひないが、右租借期中此地に行はるゝ日本の權利はソヴアレニテー即ち主權であるか、デユリスチクシヨン即ち法權若くは管轄權であるかにつきては、學者の議論が分れてゐる。併し右租借期限中、殆んど完全に日本の支配下に置かれてゐることは言ふ迄も無いのである。

以上に紹介したところ、簡単であるが、滿洲問題研究の前提として必要な過去の日滿關係並びに現在滿洲に於ける日本及日本人の地位を示したにつき、概念が與へられたと思ふ。これ以上詳細な事は、今後の論述中に自然觸るゝ場合があらう。依つて予は之から愈々歩を進

めて所謂「刻下及び將來の滿洲問題」なるものに言及して見度い。即ち今日大分矢釜しくなつてゐる滿洲關係の諸問題は、如何にして起つたか、又其諸問題は如何なるものであるか、之につきの日本、支那並びに列強の立場態度は如何なるものであるか、予は此等を考究して見度いと思ふ。

### △日本人の立場

然らば此滿洲（若くは東蒙古を含む意味の滿蒙）につき種々の問題が已に發生し若くは今後も發生し、往々紛糾を生することさへあるのは何故であるか。予は之につき、第一日本の立場、第二支那の立場、第三列強の關係が、その源泉となつてゐることを感ぜねばならぬ。

先づ日本の立場とは何であるかと言ふと、日本は日清、日露兩戰役をやつて居り、殊に日露戰役では支那の爲めにロシアの辛辣な滿洲併呑策を阻止したものであつたが、其後日本は滿鐵を經營し、同洲經濟的發展、文化的進歩に多大なる貢献をなしてゐる。又た同地が日本領

たる朝鮮に接續せる關係上、此地理的事情丈けから見ても特殊利益を有することは否認することの出來ぬところである。爲めに大正六年十一月二日石井ランシング間「支那に關する交換公文」に於て「合衆國及日本國兩政府は領土相近接する國家の間には特殊の關係を生ずることを承認す、從つて合衆國政府は日本國が、支那に於て特殊利益を有することを承認す、日本之所領に接壤する地方に於て殊に然りとす」と聲明せる程であり、右は大正十二年四月十四日廢棄せられたけれども、それは政治上の事情から來たもので、かう言ふ理義そのものが空無になつたわけでは無い。ところが、此關係深き滿洲に於て日本の努力は専ら支那人を利益して居るのみで、日本人自身の利益となつてゐるものは、太た渺いことを見逃すわけにはいかぬ。そこで唯だ支那人の利益を圖るばかりで無く、日本及び日本人の利益をも圖らねばならぬと言ふことが、種々の問題を發生せしむる原因の一つである。

### △支那人の大發展

今少し具體的に説明するならば、日本は二十五年の不斷の努力と十四億圓の投資とに依つ

て満洲交通其他に貢献し、又た同方面の治安も我勢力の影響を受けて、自ら攪亂を免れたと言へるが、此状態より来る利益は、實に専ら支那人に依つて十分に享樂せられたものであつた。之を示すものゝ第一は、満洲支那人々口の驚く可き増加である。即ち二十五年前、一千二百萬と稱せられた彼等の人口は、今や其約二倍即ち二千三百萬に増加した。之につきては予は昭和二年秋満洲旅行の際、其人口増加を紹介す可く「満洲の一角から」なる文を、東京の新紙に寄せたことがある。其一部を茲に引用しやう。

然らば最近の非常な増加の勢ひとは、どんなものであるかといふと、大正十二年、十三年の支那本部人の滿蒙移民は四十萬位であり、大正十四年には五十萬であつた。大正十五年になると、それは六十萬近くになつた。が本年即ち昭和二年にいつてはそれは奔躍的に増加して、年末までには一百萬に達するものと考へられてゐるのである。その内八割強は山東人であり、次ぎは直隸で、中部支那も幾分を貢獻してゐるやうだ。

これ等移民はいづれの路筋を満洲にいるか、從來その半分は陸路から即ち、濟南などから發し、京奉線を経る道程によつたらしかつた。その他は海路で汽船により、或はジャン

クにより、大連やら、營口やらに來たのであつた。近ごろは幾分海路をとるもののが増加したやうだ。

だが、この中で最も完全な統計が得易く、またもつとも我等の注意を呼び起すものは大連に上陸する移民である。高くとも二圓安くは七十錢といふやうな乗賃で青島、芝罘、山東諸港から運ばれてくる彼等は、毎日埠頭から支那街にと數百、數千の群をなして歩んでゐる。古い辯髪、きたない衣、老若男女、雜多である。その貧しいものは路上に眠つて、翌日、北へと旅するのださうな。

かういふ移民が最も多く來るのは、春季であり、二、三月がもつとも多い。このごろ満鐵は三十臺、四十臺の列車で乗賃を拂ひ得る部分の幸福者を奥地に送りだすのである。四月、五月も相當にくる。たゞ十月、十一月ごろになると、くるものが幾分少く、歸還するものが多くなる。

まづこの移民は如何に増加しつゝあるか、試みに大正十三年、十四年、十五年の大連到着移民表を下に示して見やう。

月別	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	合計
十四年	七、八二三	五、〇五〇	一四、六〇九	一〇、三六八	六〇、七〇五	四二、一九五	二三、八七〇	一四、五四八	一四、一八三	一一、五七一	二〇、二四三	二六、九二七	大正十三年
十五年	一二、〇二四	二六、一六〇	一八、六七四	四二、二八五	二三、二三二	一八、六九三	九、九二七	一〇、六七八	一一、八六七	一二、一四九	一六、二五三	一六、二五三	七、一六二
十六年	四二、一一六	四二、二八五	一三、八二一	一〇、五〇四	一〇、六七八	一〇、六七八	一〇、六七九	一〇、六七九	一一、八六七	一二、一四九	一六、二五三	一六、二五三	八、八九一
十七年	一八、六七四	二三、二三二	一三、八二一	八、八二五	一四、三一三	一四、三一三	一四、三一三	一四、三一三	一四、三一三	一四、一六八	二三、八七〇	二三、八七〇	一〇、五〇四
十八年	一三、八二一	一八、六九三	八、八九一	七、一六二	一〇、七三六	一〇、七三六	一〇、七三六	一〇、七三六	一〇、七三六	一四、一六八	二三、八七〇	二三、八七〇	八、八九一
十九年	一八、六九三	九、九二七	一〇、六七八	一四、一六八	二三、八七〇	二三、八七〇	一〇、五〇四						
二十年	九、九二七	一〇、六七八	一四、一六八	二三、八七〇	二三、八七〇	七、一六二							
廿一年	一一、八六七	一二、一四九	一九、六八四	二〇、二四三	二〇、二四三	八、八二五							
廿二年	一二、一四九	二六、九二七	二六、九二七	二六、九二七	一〇、七三六								
廿三年	一一、五七一	一二、一四九	一九、六八四	二〇、二四三	二〇、二四三	七、一六二							
廿四年	一四、一六八	五、〇五〇											

かく十六萬から十九萬九千となり、二十七萬となつた移民數は、本年にいると僅に半年だけで三十三萬といふ驚くべき激増振せきぞうしんを示して來た。それは下の數字に現れてゐる。

月	男	女	合計
一月	一一、三七七	一、九六二	一三、三三九
二月	三三、〇〇〇	五、五一二	三八、五一五
三月	一二八、一九〇	二六、五八九	一五四、七七九
四月	五五、五九〇	一四、一四一	六九、七三一
五月	三三、一三八	七、二三三	四〇、三七一
六月	一四、五二五	二、三四八	一六、八七三
合計	二七五、八二三	五七、七八五	三三三、六八〇

もちろん大連の増加は他にも同じく見られる。營口上陸支那移民數は大正十四年に九萬四千二百〇二であつたが、十五年には十一萬二千九百二十五に増加し、昭和二年は前半期だけで既に六萬九千五百九十七に上つてゐる。京奉線の分、その他は正確に分らぬけれども大體本年即ち昭和二年前半期だけですべての滿洲支那移民は六十萬を超えたものと見られてゐる。これ**豈重大**な現象ではあるまいか。

殊に大切なことは歸還者が減すること、家族的永住移民が増加しつゝあることだ。從前は

出かせぎ的であり、年末に山東、直隸に歸り正月をやる連中であつたが、今やこれは變つて來た。専ら壯丁であつたのが、女子、老人、小兒が殖えて來た。大正十四年には大連着の女子供數は移民總數の七分であつたのが、十五年には一割二分に増加し、またこの女子供の歸郷者も大正十四年の「三割八分」から十五年の「二割五分」に減じたのを發見するのである。否な移民歸還總數は十三年に渡來數の六割五分といはれたのが、十四年には四割九分に減じ、以後減少の勢ひが續いてゐる。

ところが予が此文を書いた以後、如何に進んだかと言ふと、移住增加の勢ひ益々甚しく、昭和二年中には百萬の移民が入り、昭和三年には二倍近くが入つた如くである。否な我日本の努力に依る滿洲交通の發達とその間接的な戰亂防止とは、かくの如く戰禍に苦しむ支那本部の人々に新らしき安住の地を與へたばかりで無い、それは又滿洲の農業其他諸種產業の發達を刺戟し延いて支那人の大發展を齎らしてゐる。支那人商店の狀態を見ると、二十年前否な十年前、貧弱であった所の支那人の商店建築物の如き實に堂々として東京に於て多く見れるを得無いやうな建築が奉天其他に續々現れて居るのも分る。更に中部支那即ち江蘇、浙

江と言ふ方面からも續々商人が入り込み、生活も高まり、富も高まつてゐるのである。

勿論かう言ふ風に日本の努力が滿洲支那人の發達に貢獻して居ることは、喜ぶ可き點たるに違ひ無い。日本は決して利己主義からのみ滿洲に入つてゐるものでは無いからである。だが他方から見ると、一方哩四百人と言ふ日本と異り、一方哩六十數人と言ふ廣い滿洲のことである。日本の努力の效果は支那人のみに及ぼされず、又た日本人の上にも及ぼさる可きものではあるまいか。日本國の便宜も圖らる可きものではあるまいか。ところが現在支那では法制に於て或は官吏の行政振に於て日本人の至當な發達をも阻止してゐる。だから之に改めしめて、何等不當でも無く支那を害することも無い在滿日本權益の發展策を確立せねばならぬ。

要するに、日本系の滿洲に對する貢獻は、専ら支那人にのみ利用せられて居るので、日本人自身にも利用の機會を得せしめやうと言ふのが、所謂滿洲問題を醸生する所以の一たるを記憶す可きであらう。

ところが之には支那側にもそれ自身の立場があつて、問題を複雑にする。又た列強も満洲に歴史的、商業的な或る關係を持つてゐて、之も往々問題を紛糾せしむるのである。

此等は一々それゝの問題につき説明せねば判明せぬと考へるから、茲に詳述せぬが、簡單に言ふと、先づ支那及支那人側では「満洲は支那の領土であり、支那の主權の行はる」ところだが、日本は此地にその主權の制限と言ふ可き重大で、支那にとつては危險なる權利を持つてゐる。之は十分警戒し其擴張を避け、現存のものも成る可く之を狭小に解釋し、その運用を制限し、以て速かに之を絶滅せしめねばならぬ」と考へてゐる。次ぎに支那人は心中、日本の領土的野心を包藏し、機會あらば必らず之に乗じて進出するであらうと憂懼するものが多い。之は一つは日露戰爭直後の時期に於て日本は清朝官憲の遷延政策に因り切つて、度々武力使用を威嚇し、或は然らざる迄も強壓的态度を示した記憶があるからでもあらうし、一つは政府でも官吏でも無くとも、在満日本人中には當時戰勝國民の氣分が残つて、支那人に對する

道を得無いものがあつたからでもあらう。否な古き時代だけでは無い。大戰後の今日でも思慮浅き外交の爲め、無用に支那人の誤解疑惑を喚起してゐる例が少くない。例を擧ぐると、昭和二年秋の滻満中、奉天等で排日運動があつた。當時排日團體「外交後援會」の排日歌、もしくはビラを見ると、「奉天全省商工拒日臨江設領外後援會」とある。即ち始め排日を刺載した事件が、日本の臨江領事分領事分館設置問題であつたことが、これでも分るところである。之は日本が支那の同意を得ず、新領事分館設置を企てたものと思はれた結果、支那側に深き疑惑を發生せしめたのである。けだし朝鮮國境に近き臨江方面には、我國民たる朝鮮農夫の移住が非常に多くなつたので、支那人地主その他との交渉事件やら、種々の問題も自然に多く起るやうになつた。かういふ場合、領事分館をこの方面に設けて、自國臣民の保護を計るのほは政府として自然のことだ。殊に英、米その他文明國では、かういふ事柄を當然視し、ほとんど面倒を生ずる例がないので、我外交機關も割合にこれを軽く取扱つたのではあるまいかと思はれる。だが、我外交機關が簡小なさいさつ位で本件を處理した積りでゐたのは、東三省を軍人專制だと考へて、同省に流れてゐる新しい空氣を了解しなかつた罪だ。世間で南

支、北支を別物視するほど淺見なものはない。老年、青年の別こそあれ、南北の差はそれほどではないのである。たとへば米人に教育せられ、巧に英語を話す卅歳の張學良君以下青年政治家の思想と、南方政治家と何の徑庭があらう。況んや東三省の平和状態は漸次江蘇中支商人分子を續々誘致してゐる。また東北大學以下學校には、米國ミシガン、コロムビア、牛スコンシン諸大學、英國諸大學出身の新進教授が蟠居して、青衿を教へてゐる。日本出身者も要位についてゐる。かくて東三省も南方同様國權回復、國權擁護熱で驅られてゐる。然して此等の思想は、執政者の便宜と相俟つて、近年對露强硬外交、東支鐵道の權利回収およびその收益の折半、ハルビン行政權獨占などに現はれてゐる。

かかる時機に「日本は支那の同意無くして領事分館を支那領土に設けんとしてゐる。之は侵略の前提では無いか」と言ふやうな疑が彼等の心中に起ることも、全然不思議では無いのである。かくて日本の正當なる希望、正當なる要求も、支那側は正面から考察せず、又た其影響の及ぶ所をも種々想像して、之を阻止するを賢明だと言ふ風に考へて來て居るのである。

### △ロシア及列強

だが以上の日本、支那双方の立場に依つて已に問題が複雑化せねばならぬところに、更に其波紋を大くるものがある。ロシア以下列強の關係だ。

ロシアは誰も知るやう、にヨーロッパ、アジア兩洲に亘る大國だが不凍港が、無い所から、明治三十一年（一八九八年）旅順大連の租借權を得、次いでハルビンから大連に亘る五百八十五哩の東清鐵道南部線の布設にも成功して居たのであつたが、日露戰爭敗北後、長春以南（四百三十八哩）線を日本に奪はれた。しかし今日なほ九百二十哩の東支本線（滿洲里ボクランニチナヤ間）とハルビン長春線（百四十七哩）を支那と共に共營して居る。大正十三年（一九二四年）五月ロシア支那條約も此狀態を變更しては居らぬ。然かも此線は浦鹽方面と西シベリアを連絡する意味から商業的にも、軍事的にもロシアにとりて依然重要な鐵道である。その上に滿洲はロシアと接壤地帶であり、ロシア人の在留するものが頗る多い。かう言ふ立場から日露戰役も日露兩國の暗闘絶え間が無い。就中日本系の鐵道投資擴張最近では洮南昂々

溪線、吉林敦化線などの實現があると、孰れもロシアが自ら目して勢力圏とするところを脅かす姿となるのである。又たそれには軍事的意味もあれば、貨物競争を主にする經濟的意義もある。その上に支那が中間に挾まつて局面を紛糾することあるも、滿更ら無理では無いのである。

其他になると、今日迄のところロシア程では無いが、滿洲に商業的活動を期する米國、ドイツ、イギリス等が所謂門戸解放、機會均等の主義（明治三十二年の米國々務卿ヘイ提唱の共同宣言及び大正十一年二月九國極東協約）を本として虎視耽々たる有様である。

かう言ふ種々複雑な動きこそ、實に所謂滿洲諸問題を造り出し、滿洲の局面を面倒にしつゝあることを思はねばならぬ。

## 下編 滿洲の日支交渉問題

### △二百件と言はるゝ諸問題

然らば現在滿洲につきて起つてゐる諸問題とは何であるか、それは種々な内容に分れてゐるから、短き文章で盡すわけには行かぬ。だが予は重大なるものとして商租權問題、吉會鐵道等日本投資に依る支那系鐵道延長問題、在滿朝鮮人問題を擧げねばならぬことを感ずる。

昭和二年、三年頃東三省官憲と我が政府との交渉條件は、實に一百件と數へられてゐた。それで雜多な種類が含まれることが分る。しかし田中内閣が最も重視してゐたものも此三省であつたやうである。

田中内閣の遣り口につきては、毀譽褒貶が集まつた。だが根本的に見て上記の三問題が大切なことは、誰も異存が無からう。依つて予は少しく之を紹介しやうと思ふ。

### △商租權の由來

第一に説き度いのは、商租權問題だ。尤も予は所謂「商租權」が理想的な好制度と思ふのでは無いから、別物を以て之に代ゆると言ふ議論にも不賛成なのでは決して無い。要するに、在満洲日本人に對し長滿の借地權若くは土地所有權を附與して、農業其他に於ける之が發展を可能にすれば善い。唯だ大正四年五月日支協約等の規定から、此語が使用せられてゐるので、予も世間一般と共に此語を使用する丈けである。

然らば此問題發生の由來は、どうかと言ふと、支那は元と鎖國的精神性の強い國なので、外國人の居住は勿論その土地所有權、借地權を拒み、成る可く之を狹き開港地の一部にのみ制限せんと試みた。即ち明治二十九年七月二十一日日清通商航海條約第四條に曰く、

日本國臣民は、其家族雇員及び僕婢と共に現に外國人の居住貿易の爲めに開き、又は將來開く可き所の清國の諸港諸市に往來し、住居し、商工業製造業を營み、又は其他一切合法の職業に從事し且つ其商品及携帶品を搭載し、前記諸開港地の間を隨意に往來す可く、又

其地に於て外國人の使用及占有の爲め、己に選定し若くは將來選定せらる可き地區内に於て、家屋を貸借賣買し地所を貸借し、寺院、墓所、病院を建設することを得。但し此等一切の事項につき、最惠國の臣民或は人民に現に附與し、若くは將來附與す可きものと同一の特權及免除を享有す可きものとす。

即ち支那に於ける日本人の地位は丁度明治二十七年條約改正で、内地雜居を許さるゝ以前の日本在留外國人が東京(築地横濱等の居留地にしか、居住出來なかつた制限狀態と同一のものであつたのである。だが支那本部は止むを得ぬとしても満洲までも同様であつては、日本人は決して満足することが出來無かつた。日清戰役及び日露戰役では深き關係がある。否ならシアが支那から奪はんとした満洲は、日本の力で支那の手に取り戻されたのでは無かつたか。」かう言ふ風に日本人は考へたのである。殊に實際上の影響を見ると、在満日本人は此結果、その發展區域を第一、二百八十八方里の關東州、第二、約五千八百七十八萬坪の南滿鐵道附屬地(之は大正四年の坪數で現在では八千萬坪と算せられてゐる)第三支那が一般外人の爲めに開いた狹小な所謂商埠地に限定せられ、八萬方里と言ふ廣い満洲に出かけ乍ら、頗る

窮屈な想ひをせねばならなかつた。就中關東州以外の日本人は重に南滿鐵道附屬地に住むのであるが、之は鐵道線路、停車場、陸軍用地、市街等が含まれてゐるので、滿洲起業の第一たる農業に當て可きものは僅小に過ぎ無かつたのである。商埠地は一見、數だけは相應にある、下の如くである。

△奉天省||奉天、營口、大連、安東、大東溝、遼陽、鳳凰城、新民、通江子、法庫門、旅順、  
△吉林省||吉林、長春、哈爾賓、寧古塔、琿春、三姓、綏芬河、松花江、龍井村、局子街、頭道溝、百草溝、  
△黑龍江省||黑龍江、齊々哈爾、海拉爾、璦琿、滿洲里、

併し此諸外國人と共住する開埠場が、日本人の農業發展の目的地として問題とならぬのは、附屬地以上であることを思はねばならない。而して往々邦人で此制限を突破して、未解放の地に入ると、支那官憲は退去要求其他壓迫を加へて、邦人の新天地開拓を阻止せねば止まなかつたのである。

かくの如くであるから、日本は少くとも在滿日本人の爲めに、此制限を撤去し、到る處に自由に居住し土地を所有若くは賃借し、農業等を營ましむることを考へ始めた。而して此希望實現を刺戟したのは、一はロシアが蒙古で新發展の條約を締結し得たことであつた。即ちロシアは大正元年十月二十一日庫倫で調印を了した露蒙條約の附屬議定書第一條で、下の如き規定を造り得た。曰くロシア國臣民は從前の如く蒙古各地に自由に居住及移轉し、各種の商工業及び他の業務に從事し又ロシア國、蒙古、支那又は外國の個人、商店及び公私の施設と各種の取引をなすの權利を有すと。此れ實に居住、往來の自由を得たものである。更に第六條に曰く、ロシア國臣民は蒙古の都市及各族何れの處に於ても、各種商工業の建物並に家屋店舗及倉庫の建設の爲めに、必要な地所を期限附にて借受けるは、その所有權を取得する權利を有す。ロシア國臣民は又た耕作の目的を以て空地を借受くる權利を有すと、當時滿蒙で事毎にロシアと勢力争ひをしてゐた日本が、ロシアの此進展を見て、同じやうに農業發展権を獲得せんとしたのも、何の不思議も無いことゝ言はねばならぬ。

殊に世界大戦開始と日本の青島攻略とは、その好機會を日本に提供した姿があつた。日本は大正三年八月十五日ドイツに最後通牒を送り、無回答なので、八月二十三日ドイツに宣戦し、其後青島に活動し、十一月七日之を陥落したが、此間支那政府は日本の山東發展を憂ひ、夙に本撤兵を要求し、殊に大正四年一月七日になると對外硬の輿論に制せられて日本の撤兵を主張し、山東鐵道の管理問題から中立につきての抗議を起して來た。茲に於て日本はかかる面倒な問題の處分からも、根本的な日支交渉を必要と感じ、一月十八日所謂二十一箇條要求を支那政府に提出した。此中に右の問題も含まれて居り、即ち支那は「日本人に對し各種商業建物の建設又は耕作の爲め必要な土地の賃借權又は所有權を許與す可し」(原案第二條)との規定が日本側の要求として提出せられたのである。勿論之と共に日本人の南滿洲居住權をも要求したのである。ところが支那側は日本人が滿洲に於て代價を拂はず土地處を占有しはせぬかと心配し、又た支那では支那人民自身も土地所有權と言ふものを持つて居らぬから、外國人に同權を許し得無いと主張したのである。此點で日本側も支那に讓歩することにし、四月二十六日、日本側の第一回修正案として

「日本國民は南滿洲に於て各種商業を建設する爲め、又は農業經營の爲め必要な土地を賃貸又は購買することを得」

との案を提出した。即ち日本人側が「金を拂つて土地を所有する」と言ふ保障を與へたのである。だが支那側は之でも満足せず、土地所有權の附與を拒否し、又た、土地賃借權は之を認むる、南滿洲日本人の未開放地居住、營業も之を認むるけれども、永租權は許與し難いと說いた。かくて談判は益々面倒となつた。しかし此間に日支代表者が約四回の相談の末、商租權なるものを認むることになつて、結局下のやうな南滿洲及東部内蒙古に關する大正四年五月二十五日の協定が出來たのである。

曰く

第二條 日本国民は南滿洲に於て、各種商工業上の建物を建設する爲め、又は農業を經營する爲め必要な土地を商租することを得。

第三條 日本国民は南滿洲に於て、自由に居住往來し、各種の商工業其他の業務に從事することを得。

第四條　日本國民は東部内蒙古に於て、支那國民との合併に依り、農業及び附屬工業の經營をなさんとするときは、支那政府之を承認す可し。

右に依ると、日本人は蒙古では合併（支那國民との共同事業）權を與へられ、南滿洲では商租權を與へられたわけであるが、此「商租」の語は新熟語であることを記憶せねばならぬ、それは如何と言ふと、支那側は滿洲で、日本人が支那の地主の承諾を得ず、無理に土地を借るだらうと憂懼し、若くは憂懼する風を示し、大に反対したので、妥協が出來、「日本人は能く地主と商議してその承諾を得て土地を借る可きものだ」と定まり、茲に「商租」即ちよく「商議が出來た上で借る」と言ふ語が出來たのである、そして此商租は先づ三十年を期限とし、その満期の上は、更に三十年間無條件更新し得ることに定められたのであつた。（大正四年五月二十五日日本公使日置益及び支那外交總長陸徵祥間交換公文参照）

（備考、支那に於て支那人に土地所有權があるかと言ふことは、一つの問題である。普天之下、率上の濱王土にあらざるは無しと言ふ從前の思想が本があるので、個人は所有權を持たぬと考へられても居る。だが、予の見に依るに、支那に業主權と言ふのがある。個人が有

する此権利は土地所有權に當ると思ふのである。だが我外交當局は面倒な争ひで、交渉が決定せずに居るよりも、早く決定せねばならなかつたので、かく妥協したのであつたらう）之で日本人が滿洲發展上重視した同權は獲得せられ、日本人は漸く制限せられた滿鐵附屬地以外にも活動し得る端緒が開けたわけである、之が能く行はれたら、今日のやうな問題は起ら無かつたのであらう。だが此権利は今日「紙上の権利」と言ふだけで、實際には何の果實をも結んでは居ない。何故であるか、下にそれを述べやう。

### △實現難の現狀

支那は日本の強硬態度で止むを得ず商租權を日本人に許與したものも、成る可く之が實現を欲し無かつた。そこで支那は先づ日支條約規定の實行をば「支那國政府に於て諸般の準備を整ふる必要」があると言ふので、「三ヶ月間實施延期」を要求し、日本側が同意すると、袁世凱の政府は、大正四年六月二十二日「懲辦國賊條例」を發布し、商租實行を阻止しやうと企て來た。その條例とは下のやうなものであつた。

## 第二條 左例各款行爲の一あるものは賣國罪とす

一、外國人と勾結し本國々家の治安及び人民公共の安寧秩序を擾亂せんと意圖するもの  
二、私に外國人と契約を締立して本國々家の権利を害するもの

三、其他外國人と契約を締立して本國々家を利せざる一切の行爲をなすもの  
第三條 賣國罪を犯す國賊は死刑に處す。共謀者は死刑に處す。情を知つて隠庇するもの

は無期徒刑或は一等有期徒刑に處す

右のやうな規定の意味の中には、無暗に日本人に土地を商租するものも、矢張り「國家の権利を害し」、「國家を利せざる行爲」をなすもので、國賊だと言ふことが含められ、袁政府は地方官に内訓して竊かに此意味を人民に了解せしむるやうにしたのである。又た支那政府の内務部からは奉天・吉林に頒布した「商租須知」もその實、商租を實現せしめざらんとしたものであつた。その内容は「商租は平和に商量することであるが、地主が少しでも不同意であるか、或は些かでも平和ならざる商量は成立を許さぬ」「三十年の期限と言つてもそれ以内を許すを得る。満了後繼續すると否とは地主の自由である」と言つて、條約成立日の交換公文

にある「無條件更新」を空無に歸し「無條件と言ふは國家を指して言ふものであり、人民を指して言ふのは無い」、「承租人と地主との間無條件と言ふのでは無い。その意味なら無商量にて續租すると言ふ風に書いてある筈だと言ふ風の理窟が並べられてゐる。之が爲めに此商租權は今日に至るもなほ實現せられて居らぬのである、尤も日本側では地主と日本人間に商租契約成り領事館に届け出づれば、それでも有效なやうに説いで居るが、何分日支間に商租細則の協定が出來ぬので、何の實效も無い。滿洲の實狀を言ふと、支那地主にして日本人に土地を商租するものがあると、支那官憲多くは何かの無實な名目で之を捕縛投獄する、商租を止むれば放免すると言ふ有様である、

此醜狀を見て、本問題の解決を圖らうとしたのは歴代の在滿洲殊に奉天日本領事連であつた。赤塚、船津、吉田諸總領事などがそれがあつた、又た、日本側及支那側の一部では滿洲に於ける日本の治外法權（領事裁判權）撤廢を期しつゝ商租權實現を圖らうとしたものもあつた。之は「日本人が滿洲内地、到る處に土地を商租し、日本人活動區域が廣くなるに従ひ領事裁判權の動きも廣くならう」と、支那側が心配し反対するので、此支那人の心配を取り

去り、又た支那人の國權觀念に讓歩して、そこに日本人の經濟的發展の機會を造らんとするのであつた。而して田中内閣時代になると、昭和三年（一九二八年）秋から再び商租問題交渉が始まられたのである。だが昭和四年春になつても、毫も解決の模様がない。

尤も滿洲に於ける日本人發展策として、日支條約の所謂商租權が適當若くは最善のものになると、大分議論がある。それは第一、支那側は商租の商に重きを置いて、之に無理な解釋を附した歴史、隨分之に面倒な議論を生じた歴史があるので、厄介な行きがよりが出来てゐるからである。第二に同條約は南滿洲では日本人は商租に依り蒙古では合併に依るやうに定めて居るが、滿洲は奉天、吉林、黒龍江の三省に分たれ、その區域こそ大體明確と言へるけれども、元來南滿洲なる地域そのものが如何なる部分から成るかは、未だ明白になつてゐ無い。「南滿洲」は奉天、吉林の大部分を含むものと考へられてゐるが、その全部を含むものでは無い。又た日本人に「合併權ある蒙古の一部が東三省に編入せられてゐる有様であるが、茲で日本人は商租・合併・兩權を並び行ひ得るか否なか疑問がある。だからかう言ふ厄介な「紛争」を含む商租權では不十分で、別に之に代るものを見定めて、日本人の農業策發

展を圖る可きだと言ふやうな議論も起つてゐる。之は念の爲めに研究を試む可きものであらう。だが、現在の「商租權」に依るか、他の手段に依るかは別として、在滿邦人の發展策として滿鐵附屬地以外の借地權等が大切なことには、誰も異論を挾み得まい。だから此問題は解決出來ぬかぎり、引續き日支間の難問題たるに違ひ無い。

### △吉會鐵道交渉

次に目今日滿間の重要な交渉案件となつて居るのは鐵道問題である。この鐵道問題はいろ／＼ある。支那をして日本の資本で長春洮南間の鐵道を敷設せしめる問題もあれば、開原海龍吉林海龍鐵道問題もある。併し最も重要とせられて居るのは、所謂吉會鐵道問題に外ならない。吉會鐵道問題とは如何なるものであるかといふと、それは目下南滿線の北端、長春から東に向つて七十九哩の吉林まで日本の投資によつて、所謂吉長鐵道が出來て居る。是は日本の投資によるのみならず、支那よりその經營等を滿鐵に委託して居る狀態になつて居る。此吉長鐵道から、更に東に走り朝鮮の會寧に達する二百七十哩の鐵道敷設計畫が即ちこれである。

この計畫は支那に取つて極めて有益なものである。それは何かといふと、第一この鐵道が出来ると吉林の富源が開發せらるゝのである。吉林省には開かれない森林があり、その材木は三十億萬石と言はれ、その内東支沿線のものが十二億石と言はれるが、この吉會鐵道が出来る沿線にありと言はれる約十三億石の木材が天下の需要のために開かれることになる。それから吉林には三億噸の埋藏量ありと言はれる間島炭坑があるし、五千萬噸と言はれる老哈溝或は官道口、老頭溝など種々の炭山がある。又米作に適當した場所も少くない。既に朝鮮人の手で松花江流域に水田を經營し、支那人も之に倣つて居ることは世の中に知られて居る。その外高粱以下の穀物も出来るのみならず、種々の點に於て吉林人の利益となるのである。曾て吉林人の有志はこの鐵道の必要を叫んで、下のやうに述べたことがあつた。

「土地が匪徒の巣窟となり、兵を派して討たうとしても、交通滯塞のために時機を失ふ。兵が到れば匪が遠く去り、兵が去れば匪忽ち来る。往來殆ど徒勞である。而も一度春融の候とならんか、道路は泥濘に化して車馬を通すること能はず、糧穀も之を搬出するに術なし、外埠の糧價如何に騰貴するも、又在荷が如何に缺乏するも、農民は天を仰いで拱手傍観只

### 嘆息するの一途あるのみ、今若し鐵道を建設するを得ば

といふ風に説いて、鐵道が出来ねば土地の繁榮も馬賊の征伐も出來ないと説いて居る。是は政府側に向つて速かに鐵道を造られんことを嘆願した請願書の一部を引いたのであるが、支那人識者の態度も、かつては斯の如くであつた。斯の如く吉林人の繁榮もこの鐵道に依つて期待せらるゝのであるが、若しこの鐵道が出来れば日本に及ぼす利益も極めて莫大なものがある。それは何かといふと今日大阪より門司を経て大連に入り、次いで長春に達する道程は千四百七哩であつて所要時間七十七時間であるが、若し將來大阪より敦賀を経て海路清津に至り、それから吉會鐵道を経て長春に至る時は、距離は合計僅に一千十哩、所要時間は五十六時間となり、非常な短時間で達し得られ、交通の便利なことは論を待たない。殊に日本は國內に物資をアジア大陸から日本に輸らす非常に便利な鐵道である。之がこの鐵道の日本に取つて有利である所以の一である。次には日本は現に北滿との間に二つの線を持つて居る。一は大連門司の海運によるものであり、一は長春を経て安東より京城に至り釜山に來り、門司と聯絡する。

線であるが、吉會線を造れば三線となる。是は交通を便利とする上に於て一大貢獻であると言はなければならぬ。假りに吉會鐵道が距離を短縮する事がなくとも、この點だけでも歓迎すべき状態である。所が第三に最も重要なものは、國防上の關係である。目下大連を経て門司に來る線路は、所謂渤海黃海方面を經て山東と相近く、一朝戰爭が起る如き場合に、容易に外國の海軍力の襲撃を受け易き地位にあるのである。所が吉會鐵道によるとその通路は日本海を經るものである。日本海は今日ロシアが海軍力の全滅せる際に於て完全に我が日本の支配する一箇の湖と言うても宜い位である。誰か之を侵し得るものがあらう。而此の線路により亞細亞大陸と聯絡を取るといふことは、而も北滿方面からの近道を此處に持つといふことは、日本の國防上非常に重要なことであると言はねばならぬ。斯の如き事情あるが故に、吉會鐵道は支那人にも有利であると共に、日本人に取つても大切であると言はなければならぬのである。

斯の如くなる爲に、日本側は夙に吉會線に注意を拂つて居たので、恰度明治四十年四月日支兩國間に吉長鐵道協約を締結した時、その第三條に於て將來吉長延長線即ち吉會線の投資權を日本側に保留したものであった。所がそれは更に明治四十二年九月日支兩國間に締結さ

れた所謂間島に關する條約によつて、十分に解決せられたと言つて宜いのである。間島は數百年間支那朝鮮間の紛争案件であつた。是は恰度朝鮮と滿洲の境に位して居り、双方が定界碑なるものを作つて居た。その定界碑には「東すれば個們江たり、西すれば鴨綠江たり」と書いてあつて、個們江と鴨綠江の一番源の方面に當つて居る事を意味して居つたのである所が、實際どうかといふと、右の定界碑は個們江の源にあらずして松花江の源にある事が發見されて、支那側は朝鮮人が領土を擴げる目的をもつて、その定界碑を遙か西に移してしまつたものと論じ、朝鮮側も又別に駁論して争は久しく盡きなかつた。で、その争が面倒になつた時、日本も多少支那側に讓歩して、その代り右吉會線につきての主張を確保したのであつた。即ち間島條約第六條に下の如き規定を作つた、曰く

清國政府は將來吉長鐵道を延吉南境に延長し、韓國會寧に於て韓國鐵道と聯絡す可く、其の一切の辦法は吉長鐵道と一律たるべし、開辦の時期は、清國政府に於て情形を酌量し日本政府と商議の上之を定む。

と約束したのである。で吉長鐵道と一律とは如何なる意味かといふと、是は鐵道に對して

支那が資金の不足を感じる場合日本側より貸付くることを意味したものである。それは主に南滿鐵道から貸すことを意味して居たのである。所が恰度大正七年六月になると、日本は更に有名なる西原借款一億四千萬圓を支那側に貸付けたのである。あの時に、支那の交通財政總長曹汝霖さうりゆりんと我が鮮銀臺銀興銀三銀行の代表者吉川孝秀氏よしかわこうしゅうとの間に約束が出来て、右吉會鐵道へ前渡金として一千萬圓を渡したのである。斯くして吉林人にも日本人にも重要と見られる吉會鐵道の敷設は決定したものであるが、それは久しく實行さるゝに至らなかつた。それは何であるかといふと、一は支那側も幾分の故障あつたことは疑なかつたが、併し予を以て之を觀ると、日本側に於て相當に盡力したならば、早く之が實現を見たであらうと思はれる。所がそれが今まで實現しない重要な原因は何かといふと、南滿鐵道内に於て、此の鐵道に反対論があつたことである。無論南滿鐵道全體が反対であつたとは言へぬが、その有力な部分に於て反対論があつた。何であるかといふと、若し吉會鐵道を造る時は北滿の貨物を長春方面から朝鮮に向つて持去らるゝ危険がある。若し之を持ち去らるゝ時は、南滿鐵道は貨物の缺乏で上つたりになるといふのが反対派の立場であつた。このために遲延を重ねて來たものである。

ところが近年形勢一變して、南滿鐵道がこの鐵道敷設に熱心するに至つたのである。それは何故かといふと、南滿鐵道は近年一年に取扱ふ貨物一千四百萬噸を數へる。その上に大體より言へば、一年に百二三十萬噸見當の増加を見つゝある勢である。然るにこの鐵道終點の大連港は如何といふに、視察者此の地に至ると、東洋一の港とか言ふ風に大に賞賛されけれども、此の港が一年に取扱ひ得る船にも制限があり、貨物にも制限がある。現に一年に六百萬噸位の貨物しか扱ふ能力しかないるのである。予は之を評して糞詰りと稱するのである。滿鐵は糞詰りとなりて始めて吉會鐵道反対を撤回して來た。所謂衣食足つて禮節を知つて來た。會社の算盤が安全となつて愛國心が現はれたと申しても宜からう。斯の如くして段々と昔日の吉會線の實現策に歩を進められて來たが、その代りに今度は支那側の事情が、簡単に進み得ないやうになつてゐる。只大正十四年十一月支那の交通總長葉恭緯ようきょうりと滿鐵理事松岡洋石まつおか ようせきとの間に、吉會鐵道敷設計畫が定まり、一種の工事請負契約こうじけいがくが出來た。それは吉林より敦化とうかに至る全長百三十哩の鐵道に對して、滿鐵は工事請負金一千八百萬圓を貸付け、同時に自ら工事を請負ひ、工事中日本技師長が雇はれて、さうして運搬開始後請負の費用が全く拂はるゝまで、日本人の會計

主任を採用すると、工事請負費の償還に付ては、鐵道の動産不動産及び收入を第一擔保とするといふ如き條件が附せられて居た。それでこの線は既に業に竣工したのであるが、朝鮮の會寧までには更に百四十哩の鐵道線を造らねばならぬ。それで之を實現しやうとすると、支那側は近年簡単に同意しない。それは何故かといふと、近年國權回復運動が支那國內に起り、その餘波は東三省に及んで、東三省の官民も同じく此の熱にからつて居る。ために縱令支那自身の鐵道であるとは言へ、日本の資本によつてそれを造ることは、將來不利を生じないかを心配して居るのである。そこで此の問題は荏苒延期又延期を見たものであつた。所が最近に至つて急にこの問題が進み交渉を見る機會を生じたのである。それは何かといふに、昭和二年の秋、所謂併行線問題なるものが發生し、その機會に於て日滿交渉が進めらることとなつたのである。

### △並行線禁止の性質

予はこの機會に、滿洲に於て度々日支兩國の問題となり、今後も屢々問題となり易い所の併

行線問題なるものを説明して見やう。併行線問題とは、支那側若くは他の外國側が日本經營の南滿鐵道線路に近く、或は併行する鐵道を造らんとする時に、日本が反對論を唱へる根據となつて居るものである。それはどう云ふ點であるかといふと、之を明にするには、一應明治三十八年十二月二十二日「滿洲に關する日支條約附屬祕密協定」の話をせねばならぬ。誰も知る如く日本は明治三十七八年の日露戰役に勝ち、明治三十八年九月五日のボーツマス講和條約でロシアから長春以南の鐵道を獲得したのであつた。所が之に付ては、支那の同意を経ねばならなかつたので、時の小村外務大臣は米國より歸つて後、全權として支那に赴き、北京に於て袁世凱等と交渉し、十二月二十二日所謂滿洲に關する日支條約及び附屬協定を作つたものであるが、その附屬協定の第七條には日支兩國の交通運輸を増進する目的で、南滿鐵道と支那の鐵道の接續業務を規定するために、特約を作るといふことを約した。そして之に基いて日支間に祕密協定が出來た、即ち第三條に下の如き規定がある、曰く

清國政府は、南滿鐵道の利益を保護する目的を以て、自ら該鐵道回収以前に該鐵道に近く或は之に併行する本線、或は該鐵道の利益を害するとある可き支線を敷設せざることを約す。

と、即ち換言すれば支那側は南滿鐵道の利益を害するやうな競争線を造らないといふことを約束したものであつた。所がこの併行は如何なるものであるかといふことになれば、大分明確でないと言はなければならぬ。廣き満洲に於てどの程度ならば併行線であるか、如何なる距離以上は併行線にあらずとして許す可きやといふことははつきりして居ない。實は右日支祕密條約締結の時に於ても、支那側と日本側の間に議論があつた。支那側は單に併行線といふ字句では餘り茫漠として居るから、哩數を定めて幾哩以内には併行線を設くべからずと定めやうと言うたのであつたが、日本側は若し哩數を定めれば、日本は支那の鐵道事業を邪魔するものといふ感じを他國に與へるであらうというて、何哩以内に鐵道を敷設することを禁するといふ規定を作ることに反対した。すると支那全權は更に別案として、然らば併行線は歐米の慣行に従つたら如何と申出でたが、日本側は歐米の慣行は一致して居ないと説いて、日本は支那が將來満洲發達の上に於て執らんとする手段を、妨害しないといふ氣持を申出したのであつた。斯う云ふ議事錄があるのであるが、兎も角も併行線とは如何なるものを指すかといふことははつきりして居ないのである。そこでこの併行線問題に付ては、度々満洲に關係して日

本と支那若くは外國等の間に問題となつたものである。殊にこの併行線問題に付て、吾々が忘れてはならぬ點は、明治三十八年九月五日ボーツマス日露媾和條約第四條に下の如き規定を作つて居る。曰く

日本國及びロシア國は、清國が満洲の商工業を發達せしめんが爲め、列國に共通する一般の措置を執るに方り、之を阻碍せざることを互に約す。

と規定してある。この規定は満洲の交通發達を邪魔しないといふことを説いて居るのであつて、このボーツマス條約と日清祕密條約とは衝突をする可能性があるが、條約解釋の原則として、先づ二つの規定あれば兩規定ともに效力を有せしむるやうに解釋しなければならぬのである。それでこの問題は極めて厄介な議論を生じ易い問題である。現にアメリカの資本によつて錦愛鐵道を作らんとする時にも、此の問題がやかましかつた。尤も當時日本は外交的になかつた。だが以上述べた併行線に關する規定は、丁度一昨年日本對滿洲、即ち當時北京に乘込み大元帥となつて居た張作霖との間に、重要な交渉問題を生じたのである。それは何故で

あつたかといふと、張作霖は四洮鐵道、洮昂鐵道を日本より借りた金によつて支那の鐵道として作ったのである。この鐵道に所謂通遼（パインタラ）といふ停車場があり、同時に是から南方百五十六哩の地點には北京と奉天間を走る所謂京奉鐵道線路の打虎山停車場がある故に、張作霖はこの兩鐵道を聯絡せしめんと考へて、之が敷設に取かゝつたものである。それが遂に昭和二年十一月頃に竣工したのである。所が日本側から見ると、日本は多大の資金を貸付けて以て南滿鐵道の四平街から鄭家屯、次に洮南に至り、北方昂々溪即ち齊々哈爾停車場に達する鐵道を支那をして作らしむる事を得しめた。で之は北滿の貨物を滿鐵に集めんとする謂はゞ滿鐵にとりての一種の培養線とする經濟上の目的からであつた。所が今突如として張作霖がこの鐵道の一停車場から、同じく支那國有である京奉鐵道に對し百五十六哩の新線を作らる時は、日本が折角資本を貸與して南滿鐵道の培養線たらしむべき氣持に於て支那をして作らせた北方即ち四洮鐵道と、支那の其南方の京奉鐵道との聯絡が出來て、爲に日本の滿鐵の培養線として資金を供給して造つたものが却て滿鐵の西方に於て貨物を吸收して、さうして新しき百五十六哩の通遼以南の鐵道によつて、京奉鐵道線打虎山に貨物を奪ひ去る機關と化す

る事になつたのである。で滿鐵は之を以て祕密條約第三條に所謂併行線であり滿鐵の利益を害するものなりとして、昭和一年以來、否其以前からであつたが、就中昭和二年に於て猛烈に反対したものである。所がその反対に拘らず張作霖は通遼打虎山間に鐵道を造つた。日本は之を不當視するが、然も已に造られた以上最早之を破壊することは出來ない。そこで滿鐵側は之を根據にして寧ろ之に對する代價を他方面に求むるの賢明なるを思ひ、恰も吉會鐵道線があるので、吉會鐵道の敷設を支那側に決意せしめ、それも日本側の資本により日本側に工事を請負はしめて之を造る事を承諾せしめんと考へたのである。即ち併行線反対の祕密條約の規定を破つたる支那側をして、其代價として吉會線の實現を促進せしめやうといふのは、日本の眞意であつた。依つて日本は北京官憲なり滿洲官憲に向つて交渉を開始したものである。而して滿洲は張作霖の根據地であると共に北京政府も昭和元年以來張作霖が北京を出發し奉天の京奉南滿兩鐵道クロス點に於て慘死を遂げる半月前、張作霖をして吉會鐵道實現の最終の支配する所となつた。で日本は張作霖と交渉し遂に昭和三年五月張作霖が北京を出發し奉天の京奉南滿兩鐵道クロス點に於て慘死を遂げる半月前、張作霖をして吉會鐵道實現の最終の約をなさしめたものであつた。然るに張作霖死去したので、日本政府はその後父の後を繼

いで東三省の支配者となつた張學良を相手として交渉を開始したのであるが、未だ決定するには至らざる有様である。だが上述の如き歴史を有する本問題に付ては、日本は今後必ず交渉を繼續するに違ひない。同時にそれが決定を見るまでは、日支間の最大重要交渉案件の一として續くであらうと思はれる。

### △朝鮮人の保護

上述の吉會鐵道及び商租權諸問題に續いて重要な題目であるのは、滿洲に於ける朝鮮人問題であらうと思ふ。朝鮮人は從來時々支那の屬邦化したこともあり、若くはその勢力區域であつたと見られた時機もあつた。従つて朝鮮人の滿洲移住の歴史は決して新らしくはないのである。唯だ近き時代において、その數大に増加したのみである。尤も清朝は或る時機に於て朝鮮人の滿洲に入るを禁じたこともあつたが、その禁止は段々ゆるんだ。而して朝鮮人の最も増加したのは吉林省間島であつた。蓋し朝鮮は國內岩地が多くて瘠せて居り、滿洲は大體地味が富んで居る影響であらうと思はれる。然らば今日どの位の朝鮮人が滿洲に居るかといふと

是は明確ではない。大正十二三年頃には約六七十萬人と稱され、その内吉林省にある者四十萬で、就中その内で間島にある者は三十五萬と言はれて居つた。間島の總人口は四十萬を超えず支那人も僅かであつたから、朝鮮人が壓倒的勢力を持つて居たと言つても宜い。吉林に次いで奉天省が十七八萬の朝鮮人を含んで居ると言はれて居つた。その他黒龍江省にも若干ありと言はれた。所がその後大分増加した、尤も統計が極めて不完全であるけれども約八十萬には達し居るものと信ぜられて居る。是等の朝鮮人は多少都會に住む者ないでもないが、大部分は田舎に住む者である。都會に住む者は全人口の二分位であらうと言はれる。農村に住む大多是言ふまでもなく農業に從事して居り、その數の最も多いと言はれる間島に於ては耕地が四十萬町歩と言はれ、中に十分開墾が行届いて居る地域はその二分の一で、少くとも半分以上は朝鮮人の農業である。朝鮮人は畑作に從事する者も相當にあると共に、水田に從事する者も亦少くない。元來支那人は水田に不適當であり、その點で朝鮮人は有利な地位を占めて居つたもので、段々發展を見たのである。所が近年問題が頻々として朝鮮人に關聯して起つて来た。それは支那官憲が朝鮮人を迫害するといふことである、その一例を擧げると、朝鮮人に

對して朝鮮服の使用を禁じ、支那服若くは洋服を使用せしむるやうにして見たり、外人には國內の稅を免除して居る狀態であるのに、朝鮮人には納稅の義務を殊更に強ひて居る。その他社會的にも種々の迫害を加へて居たが、近年は或は朝鮮人を放逐して、さうしてその根底を根こそぎ崩すやうなことも敢てする。殊に此の點で明瞭な例を示したのは、昭和二年十二月張作霖大元帥が、朝鮮人土地耕作令なるものを發して滿洲に於ける其根底を破壊しやうとしたのである。其内容はどうかといふと、朝鮮人に土地を貸す場合は、支那人地主は縣知事に報告した上でなければならぬ。それから朝鮮人の借地期限は從前三年五年であつたが、之を一年に減少した。一年限りの借地では農業をやるといふことは非常な危険を冒すものである。又た朝鮮人には任意に水を引くことを許さない。支那人にして朝鮮人に土地を賣る者は、國土盜賣罪に問はる。朝鮮人は銃器彈薬を持つことを許さぬ。自衛團を作ることを許さぬ、といふやら農作物を國外に持出すことを許さない。支那人にして朝鮮人に土地を賣る者は、國土盜賣罪に問はる。朝鮮人は銃器彈薬を持つことを許さぬ。自衛團を作ることを許さぬ、といふやうな極めて嚴密な排斥的規定を作つたものである。是は朝鮮人が迫害を受けつゝある一例として挙げたものである。さうしてこの迫害は年と共に擴大の形を成して來て居る。之に對し

日本政府は或は領事を通じ、その他の方法で、支那側の反省を求めたとは度々であつたけれども、今尙一向改められて居らぬ。でこの問題が現に日支間の難問題の一であると共に、是は將來一層重要な問題として考へねばならぬといふことを吾々は心配するのである。之に關聯して一言繰返すことの必要なのは、やはり商租權問題である。朝鮮人は曾て支那の勢力下にありたることもあり、又久しく滿洲に入り農業等に從事して居たのであるから、日本國民たるに拘らず、依然として借地權を短期でも許されて居たのであるが、今日の如く種々の迫害が現はれて來るとなれば彼等は多年の慣行のみを當てとすることは出來なくなるのであつて、完全に借地權を得て農業をやらして貰はなければならぬのである。此の點に於て所謂日本人の商租權の確保といふことは一層重要な意義をもつて來るのである。殊に日本人の場合においては商租權を重要とするには違ひないが、之を利用する道筋はさう簡単ではない。相當の資本を擁し相當の機關を備へて農業をやらんとする日本人がその利益を受くるに止まり、如何なる日本人も之が利益を受くるといふとは出來ない。何となればそれは生活費の差である。今日滿洲にある支那人は生活費極めて少く、都會に於て一人の生活費日本金十錢、地方田園に於て

五錢といふ有様である。かるが故に日本人は生活程度問題に付て、簡単な農園勞働を自らすることによつて満洲において支那人と競争し打勝ち得るや否や疑はしい。故に日本人の商租權が確實化したにしろ、之が利益を受ける日本人に至つては、さう澤山であるとは言明し難く從つて商租解決すると、我が日本の年々増加する所の人口の捌け口として満洲が有望化することは斷言し難いのである。然るに朝鮮人はといふと、彼等の生活程度は支那人と同様、否若くはそれ以下である。で無論支那人朝鮮人共に一長一短はあるけれども、生活程度の點は、朝鮮人の満洲發展を最も有望にするに違ひ無い。

故に我官憲は、過去數年間、此朝鮮人迫害問題を商租權問題と共にたえず交渉してゐたものである。だが支那官憲は遷延策を執つてゐるのみだ。否な序であるが、曾て我が朝鮮總督府は在満朝鮮人に關聯して愚たる措置を取つたことがあつた。それは何かといふと、朝鮮總督府は在満朝鮮人に對する處分方法を講ずるために、兵を満洲に入れて、或る手段を取つたともあつた。それが支那側の抗爭を伴ひ、日本側が不逞鮮人を處分する爲に、已むを得ないと主張すると、支那側は辦法を案出し、日本の希望あるに於ては支那側が日本兵に代りて満洲の不逞鮮

人を處分しやうと申出した。朝鮮總督府はうつかりその言葉に乗り、満洲官憲が不逞鮮人を處分することに同意を與へた。言ふまでもなく朝鮮人は日本臣民なるが故に、支那に於て治外法權を有して居る。所が朝鮮總督府と満洲官憲との協定で、不逞鮮人の處分を満洲官憲をして行はしむる結果は、一種の治外法權拋棄の姿となつて、一般朝鮮人に隨分迷惑を與へたものである。何となれば不逞鮮人なるや否やは一見して明確なのでない。何者も之を明にすることは出來ない。不逞鮮人に對して或る處置を執ることの權限を得た満洲の官憲は、不逞ならぬ朝鮮人を迫害する口實を容易に見出し得るのである。理由をもつて抗議することが出來ないやうな狀態を作り得たのである。是は朝鮮總督府の失敗の實例であつたと言はなければならぬ。斯様な點に付て、餘りに拙劣な措置を執らないやうに力めねばならぬと思ふ。依つて説明旁一言附言して置く。

### △守備兵撤退期如何

以上述べた所は満洲につき日本側から希望し要求する諸問題を擧げたものである。併し之

が満洲に於ける重要な問題を擧げ盡した譯ではない。否實を言ふと満洲關係の問題に付て日本側が支那側に要求する項目は甚だ多い。一昨年（昭和二年）頃満洲官愚に向つて日本側より要求してゐた未解決の問題は無慮二百件と言はれた位である。以て大勢が分ると思ふ。だが予の見る所を以てすれば、今後満洲に關しては、上記の如く日本人側より要求する種類の問題があるのみならずして、支那側より日本に向つて要求する問題が色々生じて来るではあるまいがと思ふ。その一は何であるかといふと、是は支那全體に亘つて居る問題であるが、所謂治外法權撤廢（領事裁判權撤廢）といふ如き問題である。恰度我が日本は同じくこの問題に苦しんで、明治二十七年條約改正に於て漸く國權を回復したのである。支那の治外法權問題が如何なる形勢を取るかは判明せぬが、往々説かるゝは地方的に領事裁判權を撤廢するといふ問題である。是はシヤム等が行つた先例のある問題である。若し斯ういふ案が提議せらるゝ時は、満洲に於ける特殊的撤廢問題が支那側より起ることがあり得ると思ふ。他の一是満洲に於ける鐵道守備兵の撤廢問題であらうと思ふ。是はどうかといふと、ボーツマス條約即ち日露講和條約に於ては、日露兩國が互に守備兵を一キロメートルに十五人と定めた。従つ

て滿鐵は今や一千キロメートルであるが故に、一萬五千の鐵道守備兵を置き得ることになつて居り、ために滿鐵は満洲に於て極めて有利な位置に立つて居り、一朝問題が起ればこの兵力をもつて保護し得るのである。だが、將來支那側は日本側に守備兵の退去を求めるのではないかと思ふ。それは何かといふと、明治三十八年十二月北京に於て小村外務大臣と袁世凱間の日清條約協議の際、支那側は満洲鐵道守備兵の撤退を希望すると極めて切であつた。所が日本側はその守備兵の必要を説くに當つて、ロシア側が守備兵を有することを指摘し、ロシア側が守備兵を有するのに（即ち東清鐵道に守備兵があるのに）南滿洲鐵道に守備兵無き能はざることを述べて、將來ロシアにして鐵道守備兵を撤退すれば、日本も撤退するといふ約束をした。即ち満洲に關する日清條約附屬協定第二條に左の如く協定してある、曰く

清國政府は満洲に於ける日露兩國軍隊並に鐵道守備兵の、成る可く速に撤退せんことを切望する旨言明したるに因り、日本國政府は清國政府の希望に應ぜんとを欲し、若し露西亞國に於て其鐵道守備兵の撤退を承諾するか、或は清露兩國間に別に適當の方法を協定したるときは、日本國政府も亦同様に照應す可きことを承諾し、若し満洲地方平靜に歸し清國自ら外

國人の生命財産を完全に保護し得るに至りたるときは、日本國も亦露西亞國と同時に鐵道守備兵を撤退す可し

ところで、ロシアは大正九年頃から實際上着々撤退を餘儀なくせられつゝあつたが、大正十三年五月三十日のロシアと支那との條約によつて、遂に撤兵の約をした。即ち東支鐵道はビジネスオペレーション、商賣以外のことはすべて支那側に還附する。即ち守備兵その他支那側にやらしむることになつた。今日東支鐵道を見る時は、支那の兵隊が傲然として鐵道守備に當つて居ることを見るであらう。そこで條約の規定による時は、日本も撤兵を促らす順序となるのである。此のとき日本は滿洲の治安狀態其他を本として反対するか、或は之に應ずるか、是は將來起り得る問題である。

もう一つ尙起る問題は何であるかといふと、所謂旅順大連回収問題である。

### △日支協約と旅順大連還附問題

恰度大正十二年三月のことであつたと思ふ、支那側では當時既に日本に對して大正四年の

日支條約廢棄を通告したことがある。その目的とする主なるものは、旅順大連の回収要求にあつたのである。即ち支那側では大正十一年十一月一日、衆議院に於て大正四年日支條約無効の決議をなした、次で大正十二年一月十九日、參議院即ち上院も亦之を決議したのである。同じころ衆議院は旅順大連回収案を可決した。その結果として遂に支那外務省は三月十日日本政府に向つて日支條約廢棄の通告をしたのである。何故斯の如き手段に出たかといふと、右の日支條約は、第一に日本の旅順大連租借を更に九十九ヶ年延長したものであつたからである。南滿洲及び東部内蒙古に關する第一條に曰く、

兩締約國は旅順大連の租借期限並に南滿洲鐵道及び安奉鐵道に關する期限を何れも九十九ヶ年に延長することを約す

と定めたのであつた。そこで日本側は之を根據にして、日本の旅順大連租借終了期限が容易に來らざることに安心して居るのである。若しこの延長がなかつたならばどうであつたかと言へば、最初ロシアが支那と結んだ條約に於ては、旅順大連の租借期限は僅に二十五年であつた。從つて明治三十一年右租借期限に關する條約締結當時から數へると大正十二年こそ正に

二十五年目に當るのである。故に大正十二年に支那は旅順大連回収の決議をしたり、日支條約無效の通知をした譯であつた。當時支那側はその力不十分であつたために問題はそのままであつた。今や支那は統一國家を造る形勢になつて來て居り、同時に國權回復思想が高まつて來て居るが故に、將來或る時機において、大正四年の日支條約無効論を繰返して、旅順大連の回収要求を日本に向つてするであらう。是は日本の滿洲問題に取つては最も重要な事項であると言はなければならぬ。

然らば支那側が如何なる根據に於て、大正四年五月二十五日の日支條約を無効と主張するかといふに、第一の論點は右條約は日本が戦争を威嚇して支那を脅迫して作らしめたが故に無効なりと云ふのである。所がこの支那の主張は今日の國際法に於て問題となり得るものではない。ローレンスその他の國際法學者も言つて居る如く、今の國際法は全權大使の身體に迫を加へ、無理に締結せしめた如き條約は勿論無効とするのである。併ながら國家が國家に對して脅迫を加へて締結せしめた條約は無効としない。その點に於て私法とは異なる、何故かといふと、若し國が國に脅迫した如き事を理由として條約を無効とするならば、今日の國家間

の條約はそれが多いのである。例へば戦争終了の平和條約の如きも、この要求を容れなければ戦争によるといふ威嚇の下に於て行はれる。土地を取るのも威嚇によつて取つた例が澤山ある。イギリスその他が皆各方面でやつて居る。だからこの點は道徳上としては問題があるかも知れない。又將來國際法が變化して行くかも知れないが、今日の國際法に於ては無効とならないのである。が支那側が更に無効なりと主張する他の理由を有つて居る、それは極めて興味ある點なるが故に一言紹介して置くのも無用でないと思ふ。それは何であるかといふと大正四年日支協約は大總統限りであつて議會の批准を経て居ないといふことである。で今日支那側は議會に批准されて居ない條約は、一層正確に言ふと議會の協賛を経て大統領の批准を得たのでない。條約は無効である。從つて大正四年の日支條約は議會の賛成を経て居ないから無効なりといふ主張をなす譯である。この論點はどうかといふと、之に付ては先づ當時の事情を述べねばならぬ。支那は最初革命が成功した時、所謂一種の憲法即ち中華民國臨時約法なるものを作つたのであるが、その第三十五條に於ては條約は議會の協賛を經ねばならぬとになつて居る所が、この議會の協賛を経て批准をするとなると議員共が種々の要求をす

るので袁世凱大總統は閉口した。尤も袁世凱は盛に借款條約を作つて外國より金を借り、その一部を自分のポケットに入れて使ふことが度々あつたから、議員等もそれを見てその分け前を得たいと考へていろいろな駄々をこねて要求を敢てしたやうなものもあつた。そこで袁世凱は大正三年議會を解散し、そして<sup>ほしょまき</sup>に憲法會議を開いて、之に依つて新憲法を作つた。それには大總統を彈劾する権利を議會から奪つたり條約は議會の協賛を必要としないやうに規定を改めたりしたのである。即ち大正二年以前に於ては條約は、議會の協賛を要したが、大正三年の新憲法に於ては、之が協賛を要せなくなつたのである。而して翌年五月になつて例の日支條約が出來たので、袁世凱大總統が彼の志に作つた新憲法によつて、議會の協賛を求めずに終つたものであり、日本も亦新憲法によつて協賛の必要なしといふ袁世凱側の言ふことを信じて、そのまま之を受け容れたものである。所が袁世凱に百年の壽<sup>じゅ</sup>がなかつた。翌年即ち大正五年六月極端な神經衰弱<sup>じきく</sup>を以て死去し、さうして黎元洪が大總統となつて、舊國民黨系の舊議會が復活した。それ以後國民黨系の人々が如何なる議論を日支條約に於てするかといふと、「袁世凱にし

て憲法を修正し、若し新憲法を造らんとすれば、その從來の憲法の規定による修正の手續、若くは憲法制定の方法によらねばならぬ。所が袁世凱の大正三年の憲法制定は從來の憲法の規定に據らざる方法に依つたものであり、従つて憲法の規定に據らざる憲法修正若くは新憲法制定は無効である、出來たものは憲法にあらず別の物なり」といふ解釋を固持するのである。

故に大正四年日支條約の場合に於ても有效なるは、最初の憲法であり、従つて同憲法の要求する議會の協賛によつて條約に批准を行ふといふことは依然として必要であつた。故に議會の協賛を経ざりし日支條約は條約として成立してゐるものでないといふのである。此の論點は一種の根據なしといふことは出來ないが、今之を今日の國際法に照らして見ると、その國の憲法が議會の協賛を必要として居つた時には、そして大總統が議會の協賛を求めなかつたとすれば、その條約は無効となるのである。何となれば相手側の政府も相手國の憲法は承知し居る譯であるからである。併ながら目下の問題は憲法に於て明に議會の批准を要求すると規定してあるといふ場合にあらずして、當時の支那の憲法は新憲法舊憲法の何れなりやといふ問題である。換言すれば袁世凱が舊憲法の手續によらずして作りたる新憲法は憲法と認む

べきや否やといふ問題である。斯うなつて來ると、大分議論の餘地がある。何故かといふと  
今日南米その他に於ても時々革命が起り而して從前の憲法の道程に據らざる新憲法を作ると  
いふことは度々ある。支那の如きに於ては種々のことが行はれて居る。さう云ふ國柄に於て相手  
國の大總統が正當なりと主張する憲法に對して、その相手國がそれを不當なりと解釋する程  
警戒を加へねばならぬ義務があるが、斯うなつて來ると是は全然別箇の問題である。従つ  
て予は支那側の主張する日支條約無効論に簡単に同意することは出來ない。けれども斯う云ふ  
争ひが將來起りくれば双方に相應な論點あることを記憶せねばならぬ。その他支那側に於て國  
權回復熱の盛なる今日、滿洲に於ける日本の地位を動かさんとする運動が度々起り得るであ  
らう。是等は又同じく日本側に於て重視せねばならぬ難問題たるを覺悟せなければならぬで  
あらう。

## △を は り

以上述べたところで、滿洲問題なるものゝ内、最も主要なるものは紹介し得たと信する。  
故に予は茲で筆を擱くことにする。——完——

### 入會規定

▼體裁 四六版布製一冊紙數約六十餘頁、九

ボイント組ルビ附。

▼刊行期日 每月三冊(三回に)配本。

▼申込方法 申込と同時に會費(何ヶ月分で

も)振替貯金東京六八二八六番に御拂込になつ

た方を會員として名簿に登録します。

▼會費 一ヶ月(三冊)金五十錢。三ヶ月分

八拾錢。一年分冊六冊金五圓五拾錢。可成三

金六錢)申受けます。

1、毎冊の題目は現代人の知らねば  
ならぬものばかり 2、執筆者は現  
代一流の専門家を網羅す 3、記述は  
平明而かも最も精確なる知識が  
的知見の泉!高等常識の糧! 4、得  
られることなく、之を書齋に備ふれ  
ば、定價至廉無比

月大頃の頃の専門書館が建設される  
家庭圖書館が得られる。 5、定價至廉無比

每一手

昭和四年五月二十日印刷

昭和四年五月二十三日發行

現代生活叢書

第三輯 滿洲問題

著者 米田 實

東京市神田區一ツ橋通町廿一番地

發行者 曾根松太郎 市郎

東京市芝園南佐久間町二ノ十八番地

印刷者 廣瀬嘉六

電話九段(33)六八二八六番

發行所 東京市神田區一ツ橋

東京市神田區一ツ橋

帝國教育會出版部

電話九段(33)六八二八六番

電話九段(33)六八二八六番



終

